

条第四項の規定の適用については、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第十八条 法第十条第一項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第十八条 法第十条第一項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

（佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号口中「十一級以下」を「九級以下」に改める。

第十八条の二中「二級」を「一級」に改める。

附則第二項中「十一級以下」を「九級以下」に改める。

別表第一中「八級以上」を「六級以上」に、「七級以下」を「五級以下」

に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、国家公務員等の旅費に関する

法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）別表第一の一の備考に規定する

それぞれの地域をいう。なお、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、

乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二中「十級以上」を「八級以上」に、「九級以下六級以上」を「七級以下四級以上」に、「五級以下」を「三級以下」に改める。

第二条 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村」の下に「（特別区を含む。）」を加え、「（都の特

別区の地域にあつては、特別区の全地域）」を削り、同項ただし書を削る。

第六条第五項中「一キロメートル当りの定額又は実費額」を「旅客運賃、

実費額又は一キロメートル当りの定額」に改める。

第十三条第一項第一号を次のように改める。

一 その乗車に要する運賃

第十三条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「徴する」の下に「列車を運行する」を加え、「前二号」を「前号」に改め、「次に規定する」

を削り、同号イ及びロを削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第三

号の規定に該当する線路で」を「知事等の職務にある者が」に、「ものによ

る旅行の」を「線路による旅行をする」に、「同号」を「第一号」に改め、

同号を同項第三号とし、同項第六号中「第二号又は第三号」を「第一号」に、

「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項を次の

ように改める。

2 前項第二号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

第十四条第一項第二号中「上級の」を「次に規定する」に改め、同号に次のように加える。

イ 知事等の職務にある者については、上級の運賃

ロ 九級以下の職務にある者については、下級の運賃

第十四条第一項第五号中「第三号」を「知事等の職務にある者が第三号」に、「旅行の」を「旅行をする」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

車賃の額は、陸路の公共交通機関の旅客運賃による。

第十六条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「車賃」を「一キロメートル当りの定額により支給する車賃」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、公共交通機関を利用することができないときは、その実費額又は一キロメートルにつき三十七円のいずれが多い額とする。

3 旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、前二項の規定にかかわらず、一キロメートルにつき二十円とする。

第十七条第二項中「かかわらず」を「かかわらず、」に改め、同条に次の一項を加える。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

第十八条の二第一項を削り、同条第二項中「前項の旅行」を「警備訓練又

は騒じよう、災害その他の緊急事態における鎮圧のため、部隊として旅行する場合」に、「場合には」を「ときは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

(近距離旅行の旅費)

第二十四条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が八キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第一に定める宿泊料

二 職員が、県の公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(目的地内の旅行の旅費)

第二十五条 目的地内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第二十八条 削除

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

る者の宿泊料の二分の一に相当する額による。

3 警察職員が第一項の職務執行のため、夜間従務し翌日にわたり引き続き五時間以上にわたる場合には、一級の職務にある者の宿泊料の二分の一に相当する額を支給することができる。

1 略

2 鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第十三条第一項第二号中「一等の運賃」とあるのは「知事等の職務にある者については一等の運賃、九級以下の職務にある者については二等の運賃」と、同項第五号中「第三号の規定に該当する線路で」とあるのは「知事等の職務にある者が第三号の規定に該当する線路で」と、「旅行の場合」とあるのは「旅行をする場合」と、第十四条第一項第二号中「上級の運賃」とあるのは「知事等の職務にある者については上級の運賃、九級以下の職務にある者については下級の運賃」と、同項第五号中「第三号の規定に該当する船舶で」とあるのは「知事等の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で」と、「旅行の場合」とあるのは「旅行をする場合」として、これらの規定を適用する。

る者の宿泊料の二分の一に相当する額による。

3 警察職員が第一項の職務執行のため、夜間従務し翌日にわたり引き続き五時間以上にわたる場合には、二級の職務にある者の宿泊料の二分の一に相当する額を支給することができる。

1 略

2 鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事に協議して定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第十三条第一項第二号中「二等の運賃」とあるのは「知事等の職務にある者については一等の運賃、十一級以下の職務にある者については二等の運賃」と、同項第五号中「第三号の規定に該当する線路で」とあるのは「知事等の職務にある者が第三号の規定に該当する線路で」と、「旅行の場合」とあるのは「旅行をする場合」と、第十四条第一項第二号中「上級の運賃」とあるのは「知事等の職務にある者については上級の運賃、十一級以下の職務にある者については下級の運賃」と、同項第五号中「第三号の規定に該当する船舶で」とあるのは「知事等の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で」と、「旅行の場合」とあるのは「旅行をする場合」として、これらの規定を適用する。

改 正 後		改 正 前	
<p>別表第一（第十七条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十四条関係）</p> <p>日当、宿泊料及び食卓料の定額</p>			
略	区 分	日 当 (二日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)
			食 卓 料 (一夜につき)
略	六級以上の職務にある者	二、六〇〇円	甲 地 方
			乙 地 方
略	五級以下の職務にある者	二、二〇〇円	甲 地 方
			乙 地 方
<p>備考 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の一の備考に規定するそれぞれの地域をいう。なお、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p>			

<p>3 略</p> <p>(船賃) 第十四条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 知事等の職務にある者については、 上級の運賃</p> <p>ロ 九級以下の職務にある者については、 下級の運賃</p>	<p>2 前項第二号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</p>	<p>三 知事等の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金を</p> <p>四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金のほか、及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金を</p>
<p>3 略</p> <p>(船賃) 第十四条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p>	<p>2 前項第四号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。</p> <p>一 特別急行列車を運行する線路による旅行が片道百キロメートル以上のもの</p> <p>二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの</p>	<p>イ 第二号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金を</p> <p>ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金を</p> <p>五 第三号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金を</p> <p>六 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第二号又は第三号に規定する運賃、第四号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金を</p>
<p>5 略</p> <p>(日当) 第十七条 略</p> <p>2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロ</p>	<p>2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、公共交通機関を利用することができないときは、その実費額又は一キロメートルにつき三十七円のいずれか多い額とする。</p> <p>3 旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、前二項の規定にかかわらず、一キロメートルにつき二十円とする。</p> <p>4 一キロメートル当りの定額により支給する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十一条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p>	<p>三・四 略</p> <p>五 知事等の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金を</p> <p>六 略</p> <p>(車賃) 第十六条 車賃の額は、陸路の公共交通機関の旅客運賃による。</p>
<p>3 略</p> <p>(日当) 第十七条 略</p> <p>2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロ</p>	<p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十一条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p>	<p>三・四 略</p> <p>五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金を</p> <p>六 略</p> <p>(車賃) 第十六条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p>